11月定例月議会における議案に対する意見募集

No.３　市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について

市立四日市病院の経営改善を推進するための重点的取り組み推進項目の一つとして、令和９年10月から、自費料金（室料差額料金、文書料、駐車場使用料）の額について見直しを行おうとするものです。

室料差額料金については平成24年以降、文書料については平成26年以降、改定を行っていない一方で、物価上昇等の影響から経費が大きく増加しているため、病院運営に要する経費を考慮し、適切な金額に見直しを行おうとするものです。

駐車場使用料についても、これまでは外来患者等を無料としていたものの、賃借料や維持管理費を考慮し、日々の運営を行っていくのに必要な額を徴収しようとするものです。

今回の議案に対するご意見を募集します。

１　内容

（１）室料差額料金（個室の使用に係る特別の料金）を、現行よりも１０％増額する。

個室名称	改正後	改正前
特室Ａ	14520円	13200円
特室Ｂ	7260円	6600円
個室	3630円	3300円
特室（増築棟）	10890円	9900円
個室（増築棟）	8470円	7700円

（２）文書料の考え方を整理し、多様な文書に対応できるよう種別及び金額の見直しを行う。

	改正後	改正前
種別	金額	金額
診断書料	改定なし	7700円を上限として管理者が定める額
死亡診断書料	改定なし	3300円を上限として管理者が定める額
死体検案書料	4400円を上限として管理者が定める額	3300円を上限として管理者が定める額
証明書料	改定なし	1100円を上限として管理者が定める額
出生証明書料（項目新設）	2200円を上限として管理者が定める額	―

（３）駐車場使用料について、外来患者等を有料化するとともに、金額及び時間単位の見直しを行う。

種別	改正後		改正前	
	単位	金額	単位	金額
一般利用	駐車時間が 20 分以内の場合	無料	駐車時間が 30 分以内の場合	無料
	駐車時間が 20 分を超える場合はその超える時間について 20 分までごとに	100 円	駐車時間が 30 分を超える場合はその超える時間について 30 分までごとに	110 円
外来患者	駐車時間が 20 分以内の場合	無料	―	無料
	駐車時間が 20 分を超え 1 時間以内の場合は、駐車時間 20 分までごとに	100 円		
	駐車時間が 1 時間を超え 12 時間以内の場合は、１回につき	200 円		
	駐車時間が 12 時間を超える場合は､12 時間を超えた後の駐車時間 20 分までごとに	100 円（※）		
付添い等	駐車時間が 20 分以内の場合	無料	―	無料
	駐車時間が 20 分を超える場合はその超える時間について 20 分までごとに	100 円		
定期利用	１か月	１台につき 9900 円	１か月	１台につき 6600 円

（※）１時間を超え、12 時間以内の使用料に加算する。

（４）駐車券を紛失した場合の再発行手数料を新設する。
駐車券再発行料 500 円、定期駐車券発行料 1000 円

２　施行期日

令和９年 10 月１日